

令和3年 第1回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和3年1月15日(金)

会 場 南会津役場本庁

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年1月15日(金) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津役場本庁 1階 多目的ホール
- 3 出席した委員

農業委員 9名

		2番	星 利信	3番	湯田 義三
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男			9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 3名

田島第2	星 又エ門	田島第5	湯田 孝義	南郷第2	五十嵐久長
------	-------	------	-------	------	-------

- 4 欠席した委員

農業委員 2名

1番	馬場 崇裕	8番	芳賀 美紀		
----	-------	----	-------	--	--

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	馬場 隆一
------	-------	---------	--------	----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について
- 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について
- 日程第7 議案第4号 耕作放棄地の非農地化判断について

- 7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

- 議 長 それでは、只今から議事に入ります。
 日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、1番馬場崇裕委員、8番芳賀美紀委員であります。本日の出席委員は9名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達しております。また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、3名に出席していただいております。
- 議 長 日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、2番星利信委員、3番湯田義三委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。
- 議 長 続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事務局から報告してください。
- 事務局 (事務局長補佐が議案書にそって報告)
- 議 長 只今事務局から会務報告がありましたが、ご質問等がありましたらお願いします。
- (「ありません。」の声あり)
- 議 長 質問がないようですので、会務報告を終わります。
- 議 長 日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
 事件番号1及び2について、地区担当調査員の田島第2区、星又エ門推進委員から説明のほうをお願いいたします。
- 田島 2 (星又エ門) 譲渡人、●●●●さん、年齢が67歳です。農業兼自営業ということで◆◆◆・◆◆◆を扱っております。昔は、◆◆◆という商店をやっておりました。譲受人は、○○○○さん、70歳です。今回は、●●●●さんから○○○○さんの方へ2筆、田んぼと畑をそれぞれ譲り渡しということになります。場所は、○○○○さんの住所、***番地ですが、田畑の所在地が、***番地、***ということで自宅の南側に隣接しています。これを○○○○さんの方から譲ってほしいとお願いしたわけです。この***は、現在小作しているという状況でして、そのような関係から、片方は経営縮小、片方は経営拡大というような形をお願いしたいということでした。なお、単価の方ですが、1反分あたり、だいたい△△△△円か、△△△△円ですか、これは水稻の生産量から単価を掛けまして、3年分の収量を今回の譲渡価格にしたと伺ってきました。○○○○さんに関しまして、農地法3条の許可要件につきましては、それぞれ適合をしております。機械は、トラクター、田植え機、コンバイン、トラックを所有し、それぞれやっております。なお、農業歴は

20年ということであります。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

議 長 はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1及び2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1及び2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の南郷第2区、五十嵐久長推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

南郷2 (五十嵐久長) 五十嵐久長です。番号3、1月5日に調査してきました。譲渡人、●●●●さん83歳、無職、***字***、譲受人、○○○○さん50歳、会社員、***字***、○○○○さんは、妻と娘さんと3人暮らしです。許可を受けようとする土地の表示 ***字***、畑、□□□□、所有権は売買で、農振農用地区域外の農地なので、譲受人の経営面積は□□□□ですけど、大丈夫です。説明いたします。譲渡人は、***の息子さんと同居することから申請地を△△△△円、10aだと△△△△円で売り渡し、譲受人は、買い受けて家庭菜園として耕作管理するということです。譲受人は、***の◆◆◆に勤務されており、***へ移住しても***から***に通勤するそうです。元々***の人で子供が小学校へ入学することに合わせて***地域に移住されるということです。譲受人は、家も買い受けるそうです。以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に事件番号4から6を議題といたします。地区担当調査員の田島2区、星又エ門推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島2 (星又エ門) 譲渡人につきましては、●●●●さんで、年齢は93歳です。現在は、***の***にお住まいでございます。今回は、●●●●●さんの娘さんと電話をいたしました。娘さんは、◆◆◆◆さんです。譲受人は、○○○○さん、42歳です。関係でございますが、○○○○さんの方が本家、●●●●さんの方が新宅という事で縁戚関係でございます。今回は、○○○○さんの方に行ってまいりまして、この方は、**の❖❖❖❖さんの三男でございます。この方が、●●●●さんと今後養子縁組をするというようなことで話が進んでいまして、そのようなことから今回は他町村に居ますし、生前贈与を受けまして、田畑を耕作するという形でございます。田んぼは3筆でございます。現在1町3反ほど借りて作っております。そのような形ですが、まだ若くて一生懸命奥さんとやっておりました。○○○○さんは10日、11日と2日行ってきましたが、現在◆◆◆に冬季間行っています。11日に面談してまいりました。なお、3条の認可の条件につきましては、現在トラクター、コンバイン、田植え機、フォーク車、あるいは軽トラックでやっております。それぞれ本人は250日、妻も250日農業に従事しておりますので問題は無いと思っておりますが、いろいろとご審議の方よろしく申し上げます。以上です。

議 長 はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号4から6について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号4から6については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、事件番号7から18を議題といたします。地区担当調査員の田島第5区、湯田孝義推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島 5 (湯田孝義) 3条の許可申請の調査でございます。1月6日に譲渡人の●●●●さんの方に午前8時に、前もって電話2回も3回も差し上げて、ようやく繋がった状態で8時に連絡がとれました。住所ですが、***の***のほうにおります。職業は、◆◆◆であります。年齢は56歳。譲受人の○○○○さんは、***の方、***番地、年齢64歳。許可を受けようとする土地の筆数ですが12筆、詳細については、省略しますがそのような感じですが。●●●●さんのほうは、現在***の方に住んでおられまして、実際農業することができないので、○○○○さんの方から3条の所有権の移転の話があって、スムーズにいったらしいです。許可の要件なんですけど、1つ下限面積ですけども、譲受人の○○○○さんは、実際、日数については200日やっていますので問題ないと思います。面積については、田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で□□□□㎡でするので問題ないと思います。地域との調和の関係ですが、○○○○さんは、ほとんど田のほうは水稲とそばをやっておりますが、畑はほとんどそばを作付けしております。そういったことで近隣に与える影響はないと思います。4つ目ですが、実際所有している農機具ですが、トラクター5台、皆さんも行ってご存じのように堆肥置場を作ったりしてやっています。何ら問題ないと思います。最後、法人の関係ですが、法人でなく、個人でやっていますので問題ないと思いますのでご審議のほど、許可相当に値すると思いますのでよろしくお願ひします。以上です。

議 長 はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひします。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

田島 2 (星又エ門) 譲渡人ですが、私が関係した◆◆◆◆さんと●●●●さんの住所が一緒なんです。この人たちの関係は、何かあるんでしょうか。

事務局 今まで気づかなかったんですが、私の間違いでございます。●●●●さんの住所につきましては、***になっております。***の***でございます。職業は◆◆◆でいいんですが、***になっております。

議 長 よろしいですか。

田島 2 (星又右エ門) 間違いな。

議 長 他にございませんか。ありませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号7から18について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号7から18については、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第1号の審議を終了します。
- 議 長 続きます。日程第5「議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分取消願出について」を議題といたします。
- 議 長 事件番号1及び2について、地区担当調査員の南郷第2区、五十嵐久長推進委員から説明をお願いいたします。
- 南郷2 (五十嵐久長) 1月5日に調査しました。譲渡人、●●●●さん83歳、譲受人、○○○○くん38歳、農業。住所は、2人とも***です。所在地が、***字***の2筆になっていますけど、これは2筆で10aの田1枚と考えてもらえばいいです。説明しますと、願出人は、令和2年9月17日付け、南会津町指令農委第34号で、農地法第3条の所有権移転の許可を受けましたが、許可後、共有地分について耕作をするために他の共有者の同意が必要となり、長期的かつ、安定的な耕作が認められないことから、許可の取り消しを願出たということです。この田は、現在、❖❖❖❖さんが耕作しておられますが、田から清水が湧き出て収量も減少し、秋の作業も大変苦労されています。●●●●さんは身の回りをきれいにし、***のほうに引越したかったため、無理に○○○○くんに押し付けたような感じになり、○○○○くんも、後になっていろいろ考えて引き受けてもメリットがないと思い取り消すことにしました。●●●●さんも○○○○さんも合意の上なので特に問題はないと思います。このあと、この共有地については、◆◆◆◆さんが引き受けられるという話です。審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議 長 はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1および2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1および2については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
- 議 長 続きます。日程第6「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局

事務局の馬場です。私のほうから「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。議案書の8ページの利用権設定内訳1月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。まず、再設定ですが、田が24筆□□□□㎡ 畑が5筆の□□□□㎡であります。新規については、田が156筆、□□□□㎡ 畑が5筆□□□□㎡となります。再設定と新規合わせまして、田が180筆の□□□□㎡、畑が10筆、□□□□㎡となりまして合計190筆の□□□□㎡となります。ちなみに記載はありませんが、合計のうち、農地中間管理事業によるものが153筆の□□□□㎡となっております。続きまして、9ページから利用権設定の一覧となっております。1ページ飛ばしまして、10ページの左側番号の38番からずっとめくっていただいて、18ページの最後の番号190番まで、こちらにつきましては、農地中間管理事業による集積計画一括方式による利用権設定となっております。19ページからは、その農地中間管理機構の関係で、今度は機構から新たな耕作者に貸付する配分計画の一覧となっております。この農地中間管理事業につきましては、***地域がほとんど、一部***地域が入っていますが、今まで基盤法で利用権設定していたものをいったん合意解約しまして、今回新たに農地中間管理事業へ移行するというものでございます。それから、使用貸借権の設定ですが、また戻っていただきまして、10ページの左側番号32番、***字***番、こちらは基盤法の利用権設定ではありますが、こちらにつきましては、地目が畑で、実際は野菜を作付けするということにして、両者協議の上、賃借料を取らずに使用貸借にしたとのことであります。農地中間管理事業分につきましては、ページで言いますと、11ページ、左側番号47番、それから、12ページの番号66番と75番、飛びまして15ページの番号132番で設定がございしますが、いずれの農地につきましても、耕作者が◇◇◇◇となっております。いずれもこの農地はそばを作付けする予定となっております。◇◇◇◇につきましては、そばを作付けする場合、賃借料を設定しないということでありまして、それに所有者が同意した形ということで今回使用貸借として設定したということでもあります。以上簡単ですが説明のほうを終わります。

議長

はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

田島2

(星又エ門) 9ページの3番、先ほどの●●●●さんの話で、今回○○○○さんに相続が認められたわけですが、ここが今回◆◆◆◆さんと契約してるんですね。この辺の考え方は新しい方とやるのか、どういう感じなのか教えてください。

4番

(湯田重行) 私、7年位前から作ってるんですけど、***のグラウンドのそば。あそこ2枚なんだけど、グラウンドの方の●●●●さんと、◇◇◇◇さん、***の。それが1枚になってるんです。7年前から作って、この前利用権設定にいったら、その話は聞いてきました。○○

〇〇さんに名義を直すんだってことでは。

田島 2 (星又エ門) ◆◆◆◆さんと〇〇〇〇さんで契約しなおすってこと？

4 番 (湯田重行) 契約はこれ、名義変更する前に利用権設定したんです。

田島 2 (星又エ門) そこをちょっと。

事務局 利用権設定としましては、途中で所有者の名義が変わったとしても特にいったん解約して再設定するとかではなくて、そのまま権利も引き継がれるということでございますので、この時は、当初●●●●さんだったんでしょけど、それ以降、名義が変われば権利も引き継がれるという形になります。

田島 2 (星又エ門) 結局、◆◆◆◆さんの方で、作っていいよってなればそのままでもいいんだ？そういう考え方で。

事務局 はい。そうです。

4 番 (湯田重行) 契約した時点で話も聞いて向こうの家も承諾して。

田島 2 (星又エ門) しゃべってきた？俺もしゃべってきた。あそこ前、農業委員会でカヤがひどかったんで石も。

議 長 まあ、それを継続できるってことで。他にございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案については原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第7「議案第4号 耕作放棄地の非農地判断について」を議題とします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局 事務局の八木沢です。議案第4号の耕作放棄地の非農地判断について説明させていただきます。議案書の27ページ、28ページという形になります。資料は1枚になるんですが、資料1というものが議案の資料になってきます。昨年になりますけども、12月の第12回総会に提出いたしまして、議決いただきました***地域の***字***、こちらの

非農地判断でございます。経過なんですけども、12月の総会の議決後、12月25日、議決後に非農地通知をしまして、本日まで異議の申立期間というものを設けております。その期間内に、農地の所有者から非農地通知書に議案番号1番の***字***番については該当しないのか。という照会文がきたという結果になっております。照会がありましたので、資料1の1ページになります。真ん中あたりのこの農地です。議案書に載ってる農地、小さい農地なんですけど□□□□㎡、大変小さい農地なんですけど、こちらのほうを現地の地図とか当時調査した時の写真であるとかそういった資料を調査したところ、ここについて漏れが確認されたということで、今回改めまして***字***の地区の一部として、1筆として追加をするというものであります。以上、簡単ではございますけれども説明となりますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質問ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案については原案のとおり決定いたしました。以上で議案第4号の審議を終了いたします。総会に付議された議事案件につきましては全て終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局のほうから説明してください。

事務局 (事務局長補佐、業務日程について説明)

議 長 はい、説明が終わりましたが、これについて皆さんの方から何かありましたら。

議 長 はい、それではその他に入ります。「農業委員会における農地利用の最適化活動等に関する調査について」、事務局のほうから説明してください。

事務局 (事務局長補佐、「農業委員会における農地利用の最適化活動等に関する調査について」詳細を説明)

議 長 説明が終わりましたが、これに関して皆さんのほうから何かございませんか。

(湯田孝義推進委員より、水無(西原・東原)～栗生沢周辺の遊休農地の
荒廃地をどうするか。意見、相談あり)

(室井文一委員より、作物の部門別生産量・担い手や、個人への指導が
行き届いていない。JA・農業委員会・農政で協力していこう等)

(湯田孝義推進委員より、担い手、新規農業者の定住について)

(事務局長、コロナ対策会議から戻ってきたので、一言あり)

議 長

皆さんから他に何かございませんか。私のほうからも先ほどちょっと
言葉が足りなかったんですが、今年、今日、新年会ということで、やる
予定だったんですけど、こういう状況だったんで急遽取りやめたとい
うことなので皆さんにご迷惑をおかけしたんですけども、またの機会を
楽しみということでよろしく願いいたします。

職務代理から閉会のことばをお願いします。

職務代理

コロナとお友達にならないように頑張ってください。

これを持ちまして令和3年第1回南会津町農業委員会総会を閉じたい
と思います。ありがとうございました。

閉会 午後 2時 30分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、
その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

2 番

3 番